

**北九州市行財政改革調査会第一次答申**  
**(官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み)**  
**に係る取組みの方向性**

平成 24 年 11 月

北 九 州 市

北九州市では、少子・高齢化や地方分権など地方行財政を取り巻く社会・経済環境の変化に対応するため、これまで数次にわたる行財政改革を実施し、直近では平成20年12月に「北九州市経営プラン」を策定し、平成21年度から経営改革に取り組んでいる。

しかしながら、現在、本市においては、景気の低迷により税収が伸び悩む中、高齢社会の進展に伴い福祉・医療費が増加し、今後さらに、これまで整備してきたインフラや公共施設等の大量更新時期を迎えるなど、中長期的には非常に厳しい財政運営を強いられることが十分予想される。

このように厳しい財政制約の中、「元気発進！北九州」プランを着実に実現するためには、市民ニーズを的確に把握し、市民の理解や納得を得ながら、施策に優先順位をつけ、より一層の「選択と集中」を進めていくことが必要である。

そこで、平成23年8月に「北九州市行財政改革有識者会議」を設置し、中長期的な視点で政策実現の基盤となる行財政運営全般にわたる見直しを行い、平成24年2月に今後の「検討の柱」と「見直しの方向性」について論点を整理した。

そして同年4月には、平成25年度で終了する「北九州市経営プラン」の新たな行財政改革の方針及び実施計画の策定に向けて、これまでの有識者会議での議論を踏まえ、さらに踏み込んでその方向性を示すために、改めて付属機関として「北九州市行財政改革調査会」を設置し、次の4項目について諮問を行った。

- ・官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組みについて
- ・公共施設のマネジメントについて
- ・外郭団体改革について
- ・簡素で活力ある市役所の構築について

本調査会は、スピード感を持って改革を促進させるために、答申を順次取りまとめるとしており、今回、市は本調査会より、第一次答申として「官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み」に関する基本的な方向性等の提言を受けた。

市においては、第一次答申を受けて以降、「パブリックコメント（市民意見提出手続）」や「意見交換会」を実施するなど、市民や市民団体・経済団体・労働団体などから幅広く意見を聴取することに努めるとともに、議会からも本会議や委員会など、さまざまな機会を通して意見をいただいた。

これらの第一次答申及び市民等の意見を踏まえた上で、市の府内推進体制である「北九州市行財政改革推進本部」等において議論を重ね、今般、『北九州市行財政改革調査会第一次答申（官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み）に係る取組みの方向性』をとりまとめたものである。

## 目 次

### I 持続的な仕事の見直しの仕組み · · · · · 1

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的取り組み

### II 官民の役割分担 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · 2

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的取り組み

### 資料編

- 1 北九州市行財政改革調査会 委員名簿 · · · (1)
- 2 北九州市行財政改革調査会 審議経過 · · · (1)
- 3 パブリックコメント（市民意見提出手続） · · (2)
- 4 行財政改革に関する意見交換会 · · · · · (3)

# I 持続的な仕事の見直しの仕組み

## 1 基本的な考え方

全ての事業について、現在の行政課題に対する必要性などの視点で、総点検を行う。

現在の事業の評価制度については、より予算編成に活用されるよう運用を行う。

## 2 具体的取り組み

### (1) 事業の総点検

答申の内容を踏まえ、全ての事業について、現在の行政課題に対する必要性などの視点で一斉に点検し、必要性が低いなど見直し対象となる事業の抽出を行う。

これについては、来年度作成予定の平成26年度以降の行財政改革の方針に盛り込むこととするが、その具体的な見直し内容については、それぞれの進捗状況に合わせて、毎年度策定する予定の実施計画に反映させていくこととする。

### (2) 事業の評価

本市では、現在、市の基本計画（「元気発進！北九州」プラン）を構成する主要約700事業のみ評価を行っているが、その対象を原則全事業に拡大して行う。更に、評価票を毎年度の予算編成の資料の一つとして活用する。

なお、答申の内容を踏まえ、現在の評価票をより簡便な方式に改良し、事業の成果が市民にも検証できるよう分かりやすく示すことに努める。

### (3) 外部の視点等

政策の評価については、市の基本計画の策定及び見直しの際に、外部の有識者等で構成する委員会の意見を聴きながら、取りまとめていく中で、行うこととする。

なお、毎年度行っている市の基本計画の進捗状況の報告については、簡潔明瞭に市民に分かりやすく示すよう努める。

事業の総点検については、行政内部での実施とするが、甘い評価とならないよう、市民全体の目線に立った厳しい目を持って取り組む。

## II 官民の役割分担

### 1 基本的な考え方

#### (1) 必ずしも市が関与する必要性がないもの

代替的な行政サービスへ移行するか、積極的に廃止あるいは民営化を図る。

#### (2) 何らかの形で市が関与する必要性があるもの

「民間にできることは民間に委ねる」という考え方に基づき、市が直接実施する必要性がある行政サービスであるか否かを、細分化、包括化、サービス水準、コスト等の視点から十分検討する。

なお、その際の担い手については、民間企業だけではなく、市民やNPO、ボランティア団体等との協働という視点も取り入れる。

(7) 法令上公務員が実施すべきとされている業務、公の意思形成・重要な意思決定に関わる業務、住民の権利義務に深く関わる業務、利害対立が激しく公平な審査・判断が必要とされる業務などについては、市が直接実施する。

(1) 民間においてすでに独立採算で行われている分野や業務整理による定型化が可能な業務等は、民間委託化やPFI、民営化など、PPP（公民パートナーシップ）方式の活用を積極的に進める。また、その他定型化されていない業務等は、民間からの提案を検討する。

(ウ) なお、民間活力の導入において、民間が参入できる環境整備などの努力を行っても民間の担い手がいない場合は、当分の間、市が直接実施する。

### 2 具体的取り組み

各々の基本的な方向性については、以下の(1)から(17)のとおりとし、具体的な実施方法、時期等について、今後取りまとめを行う。

#### (留意事項)

- ・市民生活の安全と安心を守るために危機管理対策等、引き続き、行政として果たすべき責務
- ・民間委託等を実施する際、市民サービスの低下を招かないための業務特性に応じた適正な業務履行の確保
- ・委託化等を行う業務に従事している職員の意欲・能力を市政に活かすための公務内での活用策

## 【既に定型的業務としてのまとまりがある業務】

### (1) 一般ごみ収集運搬業務

一般ごみ収集運搬は、現在、業務の7割を民間に委託し、現状は、民間の能力やノウハウを活用して、安定的かつ継続的に良好なサービスの提供が行われていることや、経費を抑制する必要があることから、こうした状況等を総合的に勘案し、全面民間委託の方向とする。

なお、一般ごみ収集運搬業務が、市民の日常生活に密接に関わる生活環境の保全上の行政サービスであることに留意する。

### (2) 学校給食調理業務

給食調理業務に係る経費の抑制や、これまで順次民間委託を進めて現在の民間委託比率が6割の状況においても適正な行政サービスを維持していることから、課題がある特別支援学校を除き、全面民間委託の方向とする。

なお、今後とも、安全で安心な給食の提供に努めるとともに、学校給食を生きた教材とした食育の推進に留意する。

### (3) 保育所調理業務

これまでの取組みを踏まえ、直営保育所本体の民営化と調整を図りながら、全面民間委託の方向とする。

なお、今後とも、北九州市食育推進計画等に基づく食育の推進に留意する。

### (4) 校務員の業務

仮に定型業務を切り離し民間委託を行ったとしても、非定型的な業務が残ることによる業務効率の低下、更なるコスト増等が懸念されるため、嘱託化の方向とする。

### (5) 環境業務指導員の業務

引き続き直営で実施することとするが、業務実施に必要な人数については精査する。

なお、環境業務指導員の業務が、業者指導、不法投棄対応等の他に、まち美化やごみの減量化・資源化に関する市民・事業者啓発など、生活環境の保全上の行政サービスであることに留意する。

## (6) 自動車運転手の業務

現在、公用車の一部に借上げ車両（運転手付き）を導入しており、守秘義務の徹底を含む運用面においても適正な業務を維持している。

今後、効率的な運用やコスト削減の観点からも自動車運転手の業務は、全面民間委託の方向とする。

なお、安全運転の徹底など公用車の適正な運行については、これまでと同様、細心の注意を払うよう留意する。

## (7) 自動車整備士の業務

現在、区役所等で使用する公用車の一部や、電気自動車などはリース化されており、リース車両でも適正な業務を維持している。

公用車の全面リース化を通じて、自動車整備士の業務についても全面民間委託の方向とする。

## (8) 守衛の業務

現在、守衛の業務の一部は民間委託を導入している。緊急的に対応する必要が生じた場合は、応援の職員も含めて対応にあたるなど、適正な業務を維持している。

また、警備機器の発達・普及をはじめ、民間においても能力やノウハウ等は蓄積されてきており、こうした状況なども勘案するとともに、業務の効率的な運用やコスト削減の観点も踏まえ、全面民間委託の方向とする。

なお、今後とも、庁舎の秩序維持に影響が生じないよう留意する。

## (9) 渡船事業における船長・機関長の業務

離島航路であるという特殊性を踏まえ、将来にわたって安全で安定した運行を維持するためにはどうあるべきかとの観点から、今後、民間委託も含め検討する。

その際、民間委託によって行政経費の削減につながるかどうか、より具体的に精査する。

## (10) 斎場業務員の業務

「民間にできることは民間に委ねる」という観点から、全面民間委託の方向とする。

なお、斎場業務が、市民生活に密接に関わる行政サービスであること留意する。

## (11) 防疫員の業務

現在、防疫業務の一部は民間委託を導入しており、全面民間委託の方針とする。

なお、防疫業務が、市民生活に密接に関わる行政サービスであること留意する。

## (12) 動物愛護指導員の業務

さらに定型業務を切り出して民間委託できる部分がないため、引き続き直営で実施する。

## 【民間事業として独立採算で行われている業務】

### (13) 保育所

これまでの取組みを踏まえ、さらなる民営化を進めつつ、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援のために必要な施設数で運営する方向とする。

なお、今後の民営化や施設再編にあたっては、子ども・子育て関連3法等に基づく国の動きを注視する。

### (14) 幼稚園

公立幼稚園については、研究実践機能を担うために必要な園数で運営する方向とする。

なお、認定こども園など、今後の子ども・子育て関連3法等に基づく国 の動きを注視する。

### (15) 病院

救急医療や小児医療、周産期医療など不採算分野等に対する一般会計からの繰出金額については、地方公営企業法に定める経費の負担の原則に基づいて、一般会計との負担区分や能率的な経営の視点から、引き続き検討していく。

### (16) 市営バス

今後も、経費削減の取組みを継続するとともに、市民の生活の足としての重要な役割を果たしていけるように、「北九州市営バス事業経営計画（H23～H27年度）」に着実に取り組む。事業のあり方については、その評価・検証を踏まえ検討する。

## (17) 障害福祉施設・老人福祉施設

現在、障害福祉施設は指定管理者制度を導入し、老人福祉施設はすでに民間譲渡している。

さらに、今後は障害福祉施設について、業務の細分化等の視点で精査したうえで、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、民間譲渡を行う。

なお、譲渡にあたっては、施設利用者やその家族等に不安を与えることがないよう、その方法等について配慮する。

# 資料編

## 1 北九州市行財政改革調査会 委員名簿

◎ … 会長

氏 名	所 属
◎ 斎藤 貞之	九州国際大学 経済学部特任教授
根本 祐二	東洋大学 経済学部教授
工藤 裕子	中央大学 法学部教授
原田 美紀	はらだ法律事務所
藤田 和子	藤田公認会計士事務所
重渕 雅敏	T O T O(株)相談役
衛藤 辨一郎	元 鉄鋼労連 中央執行委員長

(敬称略)

## 2 北九州市行財政改革調査会 審議経過

～官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み～

回 数	日 程	内 容
第1回	平成24年 4月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査会の位置づけ及び答申に係る素案作成担当委員について</li><li>・今後のスケジュール案について</li><li>・「官民の役割分担」について</li><li>・「持続的な仕事の見直しの仕組み」について</li></ul>
第2回	5月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の財政状況について（仮試算）</li><li>・「持続的な仕事の見直しの仕組み」の答申素案について</li><li>・「官民の役割分担」の答申素案について</li></ul>
第3回	6月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み」の答申案について</li></ul>

### 3 パブリックコメント（市民意見提出手続）

（1）意見募集の対象 『北九州市行財政改革調査会第一次答申（官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組み）に係る取組みの方向性（案）』

（2）意見募集期間 平成24年8月15日（水）から9月14日（金）まで

（3）意見提出状況

- ・提出者数 377人
- ・提出方法 電子メール：30人、郵便：292人、持参：18人、FAX：37人
- ・提出様式 市が指定した意見提出用紙によるもの：59人  
市が指定したもの以外で同一の様式によるもの：294人  
自由様式：24人
- ・提出された意見数とその内訳 706件

項目		件 数
1	持続的な仕事の見直しの仕組みに対する意見	10
2	官民の役割分担に対する意見	55
3	具体的取り組み全体に対する意見	12
(1)	一般ごみ収集運搬業務	15
(2)	学校給食調理業務	437
(3)	保育所調理業務	53
(4)	校務員の業務	14
(5)	環境業務指導員の業務	3
(6)	自動車運転手・自動車整備士の業務	5
(7)	守衛の業務	2
(8)	渡船事業における船長・機関長の業務	2
(9)	斎場業務員の業務	4
(10)	防疫員の業務	1
(11)	保育所	11
(12)	幼稚園	4
(13)	病院	3
(14)	市営バス	11
(15)	障害福祉施設・老人福祉施設	3
4	その他の行財政改革に対する意見	40
5	その他の市政運営全般に対する意見	21
合 計		706

## 4 行財政改革に関する意見交換会

(1) 開催日時 平成24年9月28日(金)

第一部：市民団体等

第二部：経済・労働団体

(2) 出席者

### <市民団体等>

宮原 深海 (北九州市自治会総連合会 会長)  
加藤 美佐子 (北九州市婦人会連絡協議会 会長)  
松村 佐和子 (北九州市女性団体連絡会議 会長)  
山崎 克明 (北九州市NPO研究交流会 代表)

### <経済・労働団体>

羽田野 隆士 (北九州商工会議所 専務理事)  
自見 榮祐 ((社)北九州中小企業団体連合会 会長)  
小田 剛 ((社)北九州青年会議所理事長 理事長)  
深町 裕二 (連合福岡・北九州地域協議会 議長)  
中山 和彦 (北九州地区労働組合総連合 議長)

※小田理事長は、10月1日に別途意見聴取を実施